

項 目 名	特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の廃止								
税目（条文番号）	所得税、法人税								
見直しの内容	（１）現行制度の概要 令和８年３月３１日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業主又は法人が、特例復興産業集積区域において被災者を雇用した場合には、指定を受けた日から５年の間、被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を税額控除できる。 できる。 <table><tr><td>指定日</td><td colspan="2">R7.4.1～R8.3.31</td></tr><tr><td>控除率</td><td colspan="2">9%</td></tr></table> ※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を５年間税額控除。 （２）要望の内容 令和８年３月３１日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。			指定日	R7.4.1～R8.3.31		控除率	9%	
	指定日	R7.4.1～R8.3.31							
	控除率	9%							
	内 容	【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法 38 条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条の 3、第 17 条の 3	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	+241 百万円 (— 百万円) (— 百万円)					
廃止又は縮減の理由	本特例措置は令和３年度以降、内陸地域に比べ復興が遅れている、地震・津波等により直接の被害が生じた沿岸地域の産業復興を重点的に行うために岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域に対象区域を重点化し措置を講じてきた。 本特例措置の創設以降、地震・津波等により直接の被害を受けた地域の産業の復興について一定の役割を果たしてきたことから、令和７年度までとされている第２期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止することとしたい。								

(復興庁)

項 目 名	特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等の特例措置の廃止		
税目（条文番号）	所得税、法人税		
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の概要 令和８年度３月３１日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業主又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等した開発研究用資産について、特別償却ができる。		
		特別償却率	
		R7. 4. 1～R8. 3. 31	
	中小企業者等	45%	
	中小企業者等以外	30%	
		税額控除	
		R7. 4. 1～R8. 3. 31	
	大学等との共同研究	30%	
	ベンチャー等との共同研究	25%	
	その他の者との共同研究等	20%	
（２）要望の内容 令和８年３月３１日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。			
【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法 39 条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条の 5、第 17 条の 5	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	+11 百万円 (— 百万円) (— 百万円)	

廃止又は縮減の理由	本特例措置は令和３年度以降、内陸地域に比べ復興が遅れている、地震・津波等により直接の被害が生じた沿岸地域の産業復興を重点的に行うために岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域に対象区域を重点化し措置を講じてきた。 本特例措置の創設以降、地震・津波等の被害を受けた地域の産業の復興について一定の役割を果たしてきたことから、令和７年度までとされている第２期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止することとしたい。
------------------	--

令和 8 年 度 税 制 改 正 見 直 し 事 項 (廃 止 ・ 縮 減)

(復興庁)

項 目 名	(株)東日本大震災事業者再生支援機構が行う資金の貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の廃止		
税目（条文番号）	印紙税（震災特例法第 47 条①、同法施行令第 37 条①一、同法施行令第 37 条②六イ）		
見 直 し の 内 容	(株)東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、金融機関等が有する債権の買取り等の業務を通じて、債務負担を軽減し、再生支援を行うことを目的として、「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」に基づき、平成 24 年 2 月に設立された（いわゆる二重ローン対策）。震災支援機構が支援先の被災事業者に対して資金の貸付け（つなぎ融資に限る）を行う場合には、令和 8 年 3 月 31 日までの間、当該貸付に係る金銭消費貸借契約書の印紙税について非課税措置が講じられている。		
	平年度の増収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	（改 正 増 減 収 額）	（ -	百万円）
	震災支援機構による貸付については、主として支援決定や債権管理等の支援初期のフェーズに行われるものであり、支援決定期間は令和 3 年 3 月末で満了している。今後、本制度の活用が見込めないため、廃止するもの。		

項 目 名	被災代替建物等に係る登録免許税の非課税措置の縮減・延長		
税目（条文番号）	登録免許税		
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の概要 ① 被災者等が、東日本大震災により滅失等した建物又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域（※１）内に所在していた建物（「滅失建物等」）に代わるものとして新築又は取得をした建物（※２）（以下「代替建物」という）の所有権の保存登記及び移転登記並びにその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、令和８年３月３１日（※３）までに受けるものについては、登録免許税を課さない。 ② 被災者等が取得する代替建物（「被災代替建物」）の敷地の用に供される土地の所有権の移転登記等及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、令和８年３月３１日（※４）までに受けるものについては、登録免許税を課さない。 （※１）旧警戒区域及び旧計画的避難区域（区域見直し後においては帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域） （※２）警戒区域等設定指示等の対象区域内に所在していた建物に代わる建物については、当該警戒区域設定指示等が解除された日以後３か月以内（新築の場合１年以内）に取得等。 （※３）警戒区域等設定指示等の対象区域内に所在していた滅失建物等の代替建物の所有権の移転登記等については、その取得等後１年以内に受けるもの。 （※４）警戒区域等設定指示等の対象区域内に所在していた滅失建物等の被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転登記等については、その取得等後１年以内に受けるもの。 （２）要望の概要 本特例措置の対象となる東日本大震災による滅失等した建物の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限（令和８年３月３１日）を３年間延長し、令和１１年３月３１日までとする。ただし、令和８年度末までに登記を受けたものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。		
【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 39 条、第 40 条		平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	+0.4 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

廃止又は縮減の理由	東日本大震災から 14 年あまりが経過し、被災者による住宅再建が進み本特例措置の適用実績も減少傾向である。 一方、福島県については、現在も避難指示が続く地域や避難指示が解除されて間もない地域があり、また、発災当時福島県に居住していた住民の多くは長期にわたる避難生活を余儀なくされていることから、住宅再建を引き続き支援する必要がある。そのため、東日本大震災による滅失等した建物の所在地が福島県内のものに限り適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、令和 8 年度末までに登記を受けたものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。
------------------	---

項 目 名	被災代替建物等に係る印紙税の非課税措置の縮減・延長		
税目（条文番号）	印紙税		
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の概要 被災者が、東日本大震災により滅失等した建物（以下「滅失等建物」という）又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域（※１）内に所在していた建物（以下「対象区域内建物」という）に代わる建物（以下「代替建物」という）を取得等する場合、代替建物の敷地の用に供する土地を取得する場合及び滅失等建物又は対象区域内建物を譲渡する場合等において作成する「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」のうち、平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日（※２）までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。 （※１）旧警戒区域及び旧計画的避難区域（区域見直し後においては帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域） （※２）対象区域内建物に係るものについては、警戒区域設定指示等が解除された日以後 3 か月を経過する日と令和 8 年 3 月 31 日とのいずれか早い日まで。 （２）要望の内容 本特例措置の対象となる滅失等建物の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。		
	【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 49 条	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	+0.02 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
廃止又は縮減の理由	東日本大震災から 14 年あまりが経過し、被災者による住宅再建が進み本特例措置の適用実績も減少傾向である。 一方、福島県については、現在も避難指示が続く地域や避難指示が解除されて間もない地域があり、また、発災当時福島県に居住していた住民の多くは長期にわたる避難生活を余儀なくされていることから、住宅再建を引き続き支援する必要がある。そのため、滅失等建物の所在地が福島県内のものに限り適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。		

令和 8 年 度 税 制 改 正 見 直 し 事 項 (廃 止 ・ 縮 減)

(復興庁・経済産業省・国土交通省)

項 目 名	特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の廃止														
税 目（条文番号）	所得税、法人税														
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の概要 令和８年３月３１日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。														
	<table><tr><td></td><td>特別償却率</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>投資時期</td><td>R7.4.1～R8.3.31</td><td>R7.4.1～R8.3.31</td></tr><tr><td>機械・装置</td><td>45%</td><td>14%</td></tr><tr><td>建物・構築物</td><td>23%</td><td>7%</td></tr></table>				特別償却率	税額控除	投資時期	R7.4.1～R8.3.31	R7.4.1～R8.3.31	機械・装置	45%	14%	建物・構築物	23%	7%
		特別償却率	税額控除												
	投資時期	R7.4.1～R8.3.31	R7.4.1～R8.3.31												
	機械・装置	45%	14%												
建物・構築物	23%	7%													
（２）要望の内容 令和８年３月３１日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。															
【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第 37 条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条、第 17 条の 2 ○同政令第 12 条の 2、第 17 条の 2		平年度の増収見込額 (制度自体の減収額)	+377 百万円 (— 百万円)												
		(改正増減収額)	(— 百万円)												
廃止又は縮減の理由	本特例措置は令和３年度以降、内陸地域に比べ復興が遅れている、地震・津波等により直接の被害が生じた沿岸地域の産業復興を重点的に行うために岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域に対象区域を重点化し措置を講じてきた。 本特例措置の創設以降、地震・津波等により直接被害を受けた地域の産業の復興について一定の役割を果たしてきたことから、令和７年度までとされている第２期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止することとしたい。														

令和 8 年 度 税 制 改 正 見 直 し 事 項 (廃 止 ・ 縮 減)

(復興庁、農林水産省、経済産業省)

項 目 名	被災代替償却資産に係る特別償却の特例措置の廃止									
税目（条文番号）	所得税、法人税									
見直しの内容	（１）現行制度の概要 個人又は法人が、令和８年３月３１日までの間に、東日本大震災に起因して当該個人または法人の事業の用に供することのできなくなった船舶（漁船）に代わるもので、その製作後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合に、その取得価額の 24％（中小企業者等以外の法人の場合 20％）の特別償却ができる。 （制度経緯） ・平成 23 年度 創設 ・平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長 ・平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年 間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和 5 年度 対象範囲から機械及び装置並びに建物及び構築物（増築部分を含む）を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長 （２）要望の内容 適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）の到来をもって、本特例措置を廃止する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。 <table><tr><td rowspan="3">【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2 ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2</td><td>平年度の増収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table>			【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2 ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2	平年度の増収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2 ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2	平年度の増収見込額	— 百万円								
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
	（改正増減収額）	（ — 百万円）								
廃止又は縮減の理由	東日本大震災から 14 年あまりが経過し事業用資産の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した償却資産の代替となる資産を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置の廃止を要望する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。									

令和 8 年 度 税 制 改 正 見 直 し 事 項 (廃 止 ・ 縮 減)

(復興庁・国土交通省)

項 目 名	防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置の廃止		
税目（条文番号）	登録免許税		
見 直 し の 内 容	防災集団移転促進事業により買い取った住宅地等（移転元地）の集約化及び一体的な利活用を図るため、復興整備計画に基づく区域内の事業の用に供するため地方公共団体が買収した公有地と交換する土地について、被災関連市町村の長の証明を受けた土地を地方公共団体等と交換する場合において、公有地を取得した者に課税される所有権移転登記に対する登録免許税を免税とする措置につき、当該証明を受ける期限を令和 8 年 3 月 31 日限りとする。（廃止）		
	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 40 条の 3	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	平成 28 年度以降、本特例措置を適用しつつ、防災集団移転促進事業により買い取った住宅地等（移転元地）の集約化及び一体的な利活用を着実に推進してきたところであるが、令和 8 年度以降、各地方公共団体において、本特例の適用対象となる土地の交換について見込みがないため、本特例措置の適用期限をもって廃止とする。		

項 目 名	特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例措置の縮減・延長		
税目（条文番号）	所得税、法人税		
見 直 し の 内 容	【制度の概要】 個人等の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、平成23年12月14日から令和8年3月31日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合の譲渡所得の2,000万円特別控除 【見直しの内容】 上記特例について、対象区域を避難解除区域等（※）としたうえで、期限を3年間（令和11年3月31日まで）延長する。 ※「避難解除区域」とは、福島復興特別措置法第4条第4号に規定される区域のことであり、「避難解除区域等」とは、同法第18条第2項第2号に規定される以下記載区域のことである。 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全てまたは一部 【関係条文】 （所得税）租税特別措置法第34条 （法人税）租税特別措置法第65条の3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律：第11条の5第2項、第18条の9第2項 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令：第13条の4、第18条の7 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則：第3条の7、第7条		
	平年度の増収見込額	＋5	百万円
	（制度自体の減収額）	（－	百万円）
	（改正増減収額）	（－	百万円）

廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）において、「地震・津波被災地域」における公共インフラ等の整備については、概ね完了したとされているが、「原子力災害被災地域」においては「中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。福島復興・再生に向けた課題を第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。」とされているところである。 収用交換等の5,000万円特別控除の特例等の適用を受けられないが、東日本大震災からの復興を図る事業として復興整備計画等に記載された事業に係る土地等の取得について、本特例によって譲渡者の税負担が軽減され、生活再建支援が図られるとともに、事業協力への誘引及び復興事業の進捗が果たされている。また、代替地提供者についても2,000万円特別控除を受けられるため、復興事業に伴い必要となる代替地の確保にも大きな役割が果たされている。 よって、いまだ震災復興が完全になされていない避難解除区域等において、現段階で本特例を廃止することは適当でなく、本特例の適用期限を3年間延長することにより、東日本大震災からの一層の復興を図るとともに、被災者の生活再建を支援することが必要である。
---	---

項 目 名	東日本大震災の被災者等が被災した農用地の代替農用地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税措置の縮減		
税 目（条文番号）	登録免許税		
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の概要 被災者が、東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地（以下、「被災農用地」という）又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内（※１）に所在していた農用地（以下、「対象区域内農用地」という）について、 ① 被災農用地又は対象区域内農用地の代替農用地を取得する場合（※２）における所有権の移転登記 ② 被災農用地又は対象区域内農用地の代替農用地の取得のための資金の貸し付け等に係る債権担保するために受ける抵当権の設定登記で令和８年３月３１日（※３）までの間に受けるものについては、登録免許税を免除する。 （※１）旧警戒区域及び旧計画的避難区域（区域見直し後においては帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域） （※２）警戒区域等設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に代わる農用地については、当該警戒区域設定指示等が解除された日以後３か月以内に取得。 （※３）警戒区域等設定指示等の対象区域内に所在していた被災農用地の代替農用地の所有権の移転登記については、その取得後１年以内に受けるもの。 （２）要望の内容 本特例措置のうち、被災農用地に係る特例について、適用期限（令和８年３月３１日）の到来をもって廃止し、特例措置の対象となる農用地を対象区域内農用地に縮減するもの（※４）。 （※４）対象区域内農用地の代替農用地を取得する場合の特例は恒久措置。		
	【関係条文】	平年度の増収見込額	— 百万円
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	○ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 40 条の 2	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
	被災農用地について、営農再開に向けて着実にその復旧を進めるとともに、代替農用地を取得して経営再建を図ろうとする被災者に対しては、税制面からの支援措置を講じることにより、農業の振興及び食料供給基地としての再生に寄与することを政策目的としてきたところ、被災農用地の復旧が進み、近年の実績や今後の取得見込みもなく、その役目を終えたと考えられるため、適用期限をもって廃止する。		

項 目 名	東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の非課税措置の縮減		
税目（条文番号）	印紙税		
見直しの内容	（１）現行制度の内容 被災者が、東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地（以下「被災農用地」という）又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域（※１）内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という）について、 ① 被災農用地又は対象区域内農用地を譲渡する場合 ② 被災農用地又は対象区域内農用地に代わる農用地（以下「代替農用地」という）を取得する場合 ③ 代替農用地に係る地上権又は土地の賃借権を設定し、または取得する場合に被災者等が作成する不動産の譲渡又は地上権の設定等に関する契約書のうち、平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日（※２）までの間に作成されるものについては、印紙税を非課税とする措置。 （※１）旧警戒区域及び旧計画的避難区域（区域見直し後においては帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域） （※２）対象区域内農用地に係るものについては、警戒区域設定指示等が解除された日以後 3 か月を経過する日と令和 8 年 3 月 31 日とのいずれか早い日まで。 （２）要望の内容 本特例措置のうち、被災農用地に係る特例について、適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止し、特例措置の対象となる農用地を対象区域内農用地に縮減するもの。 また、対象区域内農用地の代替農用地を取得する場合等の特例については、恒久措置とするもの。		
	【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 50 条	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
廃止又は縮減の理由	被災農用地について、営農再開に向けて着実にその復旧を進めるとともに、代替農用地を取得して経営再建を図ろうとする被災者に対しては、税制面からの支援措置を講じることにより、農業の振興及び食料供給基地としての再生に寄与することを政策目的としてきたところ、被災農用地の復旧が進み、近年の実績や今後の取得見込みもなく、その役目を終えたと考えられるため、適用期限をもって廃止する。		